

掲示事項（訪問介護事業）

運営規定の概要

フリガナ	ウエムラホウモンカイゴジギョウシヨ						サービスの種類	訪問介護	
事業所名	うえむら訪問介護事業所						事業所番号	1971601511	
所在地	〒400-0333 山梨県南アルプス市浅原197-1 栄光第一ビル101						フリガナ	エンドウ アユミ	
							管理者	遠藤 あゆみ	
連絡先	電話番号	055-282-8099				FAX番号	055-284-5199		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間 休日
	休	○	○	○	○	○	○	○	
営業時間	平日		8:00~17:00				備考	時間外であっても24時間連絡 が取れるよう体制を整えている。	
	土曜日・祝日		8:00~17:00						
	日曜								
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）						
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）						
その他の費用	キャンセル料		前日～2時間前 550円/2時間以内・現地キャンセル 1650円						
通常の事業の実施区域	南アルプス市 甲斐市 甲府市 昭和町 中央市 早川町 富士川町 市川三郷町 身延町(古閑・本栖地区を除く) 南部町(十島・万沢地区を除く)								

事業所の職員体制

従業者の職種	職務内容	保有資格	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		計
			常勤	非常勤	専従	兼務	
管理者	業務の一元的な管理	介護福祉士	○			○	
サービス提供責任者	サービス提供の管理	介護福祉士				○	
		実務者研修修了者	1名		○		
訪問介護員等	訪問介護の提供	准看護師		1名以上			
		介護福祉士		1名以上			
		実務者研修修了者	1名以上				
		初任者研修修了者		1名以上			

秘密の保持

- 当事業所の介護支援専門員その他の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、介護支援専門員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る事とします。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

（「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する）

利用料その他費用の額

・訪問介護基本部分

※介護報酬告示額に特定事業所加算Ⅱ（10%）、地域区分ごとの加算（1単位＝10.21円）を乗じた金額

サービスの内容		1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護中心型	20分未満		1,827円	183円	366円	549円
	20分以上30分未満		2,736円	274円	548円	821円
	30分以上1時間未満		4,349円	435円	870円	1,305円
	1時間以上1時間半未満		6,371円	638円	1,275円	1,912円
	1時間30分以上		30分増す毎に918円を加算	30分増す毎に91円を加算	30分増す毎に83円を加算	30分増す毎に275円を加算
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合(身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)		25分増す毎に735円を加算	25分増す毎に74円を加算	25分増す毎に47円を加算	25分増す毎に21円を加算
生活援助中心型	20分以上45分未満		2,011円	202円	403円	604円
	45分以上		2,470円	247円	494円	741円
通院等のための乗降又は降車の介助			1,092円	110円	219円	328円

・総合事業基本部分

※介護報酬告示額に特定事業所加算Ⅱ（10%）、地域区分ごとの加算（1単位＝10.21円）を乗じた金額

取り扱い要件	月額利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
週に1回程度の利用	12,006円	1,198円	2,402円	3,602円
週に2回程度の利用	23,983円	2,399円	4,797円	7,195円
週に3回程度の利用	38,052円	3,806円	7,611円	11,416円

・加算

※介護報酬告示額に特定事業所加算Ⅱ（10%）、地域区分ごとの加算（1単位＝10.21円）を乗じた金額

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,042円	205円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	基本部分の50%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本部分の5%	
介護職員処遇改善加算Ⅲ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の18.2%(基本料金+各種加算減算)	

事故発生時の対応

○ サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

衛生管理等

- 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- サービス提供中、手指の消毒や手袋を着用させて頂く場合があります。

業務継続計画の策定

- 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。